

首都圏北部をターゲットとした巡回キャラバン業務について、企画提案書の提出を求め、次のとおり公示する。

令和7年3月18日

福井県知事 杉本 達治

1 業務概要

(1) 業務名

首都圏北部をターゲットとした巡回キャラバン業務

(2) 業務目的

北陸新幹線による観光誘客の促進、福井県の認知度向上を図るため、首都圏北部4県（埼玉県、群馬県、長野県、宮城県）において福井県関連の観光物産プロモーション、地域イベント等へのブース出展を継続的に実施する。

(3) 業務内容

I 観光物産プロモーション

①以下の観光物産プロモーションを展開すること

○大宮駅周辺におけるプロモーション

期 間：令和7年9月頃～令和8年3月末

（必要に応じ、福井県が行う大宮駅等でのプロモーションと時期を合わせる）

エ リ ア：埼玉県さいたま市JR大宮駅周辺

（ターミナル駅であるJR大宮駅周辺の「まるまるひがしにほん」において実施すること）

ターゲット：若年女性、ビジネスパーソン、経済的にゆとりがある首都圏北部在住者

実 施 内 容：さいたま市の交流拠点「まるまるひがしにほん」において、下記に留意して期間中4回程度、合計36日間以上の観光物産プロモーションを実施すること。実施にあたっては、福井県が行う大宮駅等でのプロモーションおよび福井県アンテナショップと緊密に連携すること

ア 福井県の魅力を発信するとともに、本プロモーションが首都圏北部の地元メディアによる露出につながるよう、各回に福井ならではのイベントを盛り込むとともに、旬の食材等を活用すること

イ 福井県の食材や酒等の食のPRを行うとともに、伝統工芸品や産品、お土産品などを展示・販売する物産展示販売会を計36日間以上開催すること

ウ 物産展示販売会においては、列車荷物輸送サービスを用いた付加価値の高い商品の販売など、新たな需要の喚起を図ること

エ 本プロモーションにおいて、福井県が管理する恐竜頭骨（レプリカ）、恐竜博士ベンチ、恐竜バルーンを最大限活用すること

オ 「まるまるひがしにほん」と連携し、本プロモーションにおいて必要な告知等の宣伝活動を行うこと

○首都圏北部4県におけるプロモーション

期 間：令和7年10月頃～令和8年3月末

(年度後半を中心に、首都圏北部各地で継続的にプロモーションを実施すること)

エ リ ア：首都圏北部4県(埼玉県、群馬県、長野県、宮城県)

(首都圏北部各県のショッピングセンターでの実施などターゲットに合わせた観光物産プロモーションを幅広く検討すること)

ターゲット：家族連れ、子育て世帯、経済的にゆとりがある首都圏北部在住者

実 施 内 容：上記エリアの各県において、下記に留意して5日間程度の観光物産プロモーションを各県で1回以上実施すること。実施にあたっては、福井県アンテナショップと緊密に連携すること

- ア 福井県の魅力を発信するとともに、本プロモーションが地元メディアによる露出につながるよう、恐竜、食などの発信を行うこと
- イ 福井県の食のPRを行うとともに、伝統工芸品や産品、お土産品などを展示・販売する物産展示販売会を行うこと
- ウ 地元メディア等で最大限の露出を図るため、物産展示販売会に併せ、恐竜化石の発掘体験や恐竜関連ワークショップなど子どもを中心に家族連れが楽しめるイベントを企画すること
- エ 本プロモーションにおいて、福井県が管理する恐竜頭骨(レプリカ)、恐竜博士ベンチ、恐竜バルーンを最大限活用すること
- オ 埼玉県においては、大宮駅周辺におけるプロモーションとの連携を図るとともに、JR浦和駅周辺の商業施設およびJR浦和駅中央改札前広場における催事開催を検討すること
- カ 実施箇所(ショッピングセンター等)と連携し、本プロモーションにおいて必要な告知等の宣伝活動を行うこと

②上記の観光物産プロモーションに関する関係者との協議、イベント等の準備・撤去、期間中の運営等、当該プロモーションにかかる一切の業務を実施すること。また、実施に当たり、以下の項目に留意すること

- ・上記観光物産プロモーションについて、関係者との事前協議を行うこと。また、「まるまるひがしにほん」における4回の出展内容・出展時期については、県と協議のうえ、決定すること
- ・物産展示販売会に出展・出品する県内事業者等と協議を行うこと
(販売価格等の協議を含む。)
- ・福井県のキャラクターやチアダンスの活用など、福井県の魅力を分かりやすく伝えるよう留意すること

II スポーツイベントへの出展

①以下のとおりスポーツイベントへの出展を行うこと

期 間：令和7年10月頃～令和8年3月末

エ リ ア：首都圏北部4県(埼玉県、群馬県、長野県、宮城県)

(多くの来場者が見込まれるイベントの開催場所を選定すること)

ターゲット：若い女性、ビジネスパーソン、経済的にゆとりがある首都圏北部在住者

実施内容：上記エリアの各県において、下記に留意してスポーツイベントへの出展をあわせて4回以上行うこと

- ア 福井ブローウィンズなど福井県内のスポーツチームと最大限の連携を図り、首都圏北部でのアウェイゲーム等に出展すること
- イ 福井県の魅力を発信するとともに地元メディアでの露出につながるよう恐竜、食などの発信を行うこと
- ウ 福井県の認知度の向上および北陸新幹線福井・敦賀開業に関する情報提供を行うこと。また、観光や物産に関する情報を提供し誘客を促進すること
- エ 各地域イベント等の主催者と連携し、必要な告知等の宣伝活動を行うこと

②上記の地域イベント等への出展に関する関係者との協議、準備・撤去、期間中の運営等、当該プロモーションにかかる一切の業務を実施すること。また、実施に当たり、以下の項目に留意すること

- ・出展スポーツイベントについては、Bリーグの日程が決定後にあらためて福井県と協議の上、決定すること
- ・福井ブローウィンズなど福井県内のスポーツチームの活用が難しい場合は別のスポーツイベントへの出展を調整すること
- ・イベント等への出展について、関係者との事前協議を行うこと
- ・イベントに出展・出品する県内事業者等と協議を行うこと（販売価格等の協議を含む。）
- ・福井県のキャラクターの活用など、福井県の魅力を分かりやすく伝えるよう留意すること

III PR活動

1 (3) IおよびIIの実施にあたり、北陸新幹線を活用した福井県内への誘客促進および福井県の認知度向上につながるようなPR活動を行うこと

①マスメディアにおける露出

- ・首都圏北部各県の地方紙（新聞社）、地方局（テレビ局）等と連携し、各県における観光物産プロモーション、スポーツイベントへの出展について各1回以上の露出を図るよう調整すること
- ・首都圏北部4県の地方紙において各1回以上の広告掲載、地方テレビ局において3回以上の福井県の魅力を伝える番組の制作・放送を行うこと

②首都圏北部各県の特徴・傾向を踏まえた広報

- ・地域イベント等への出展に合わせ、首都圏北部各県の特徴・傾向を踏まえた県別チラシを作成し、PR活動に活用すること

③SNSによる情報発信

- ・インフルエンサーを活用し、本観光物産プロモーション・イベント等の発信を行い、首都圏北部各県における福井県への誘客促進・認知度向上につなげること

IV 独自事業

①1 (3) I、IIおよびIII以外で、受託者において実施する独自事業があれば提案すること。なお、独自事業についても契約金額に含めて実施すること

②北陸新幹線福井・敦賀開業を踏まえ、本事業の展開や新たなアイデア・企画、本事業を発展させる具体案があれば提案すること。ただし、当該提案は令和8年度以降の県との契約関係を生じるものではない。

V その他

①活動成果

- ・ 1（3）Ⅰ、ⅡおよびⅢの実施により、マスメディアおよびインフルエンサーから首都圏北部を中心にのべ1000万人以上への露出を図ること
- ・ 露出の対象人数については、地方紙（新聞紙）の発行部数、地方局（テレビ局）の視聴率、インフルエンサーのフォロワー数等を参考に整理すること

②アンテナショップとの連携

- ・ 福井県のアンテナショップと連携し、1（3）Ⅰ、ⅡおよびⅢを協力して展開すること

③他の事業との連携

- ・ 1（3）Ⅰ、Ⅱ、ⅢおよびⅣの実施にあたっては、JR大宮駅等での福井県による観光物産プロモーションと連携して進めること

④業務報告

ア 委託業務実績報告

- ・ 下記の月例業務報告のまとめをとりまとめのうえ、実績報告書を作成し、電子データ一式とともに提出すること

イ 月例業務報告

- ・ 事業の進捗状況等について、毎月の活動実績を翌月の10日までにとりまとめのうえ提出すること

(4) 履行期限 令和8年3月31日（火）

<スケジュール>

令和7年	3月	企画提案公募開始
	5月	企画提案審査会、事業者特定
	6月～	事業者契約、事業開始
	9月～	観光物産プロモーション実施 スポーツイベントへの出展

(5) 成果品

- ・ 実績報告書、収支決算書 各3部
- ・ 本業務において作成した資料等
- ・ その他福井県と決定受託者が合意の上、成果品として提出を求めるもの
※紙で作成する成果物については、電子データでも1部納品するものとする。

2 参加資格

次の要件を満たす者であること

- (1) 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条に規定する競争入札参加資格を有していること

ただし、後段3（3）に定める応募登録票提出時に競争入札参加資格を有していない場合においても、本県に対して地方自治法施行令第167条の5および福井県財務規則第146条に規定する競争入札参加資格審査に関する申請を提出済みであれば、当該項目について参加資格を有するものとして取り扱うこととし、競争入札参加資格審査の結果、資格がないと認められた時点において本件に関する参加資格を喪失するものとする。

※競争入札参加資格審査申請書様式は、福井県会計局会計課のホームページからダウンロードできる。

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kaikei/sinsei.html>

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行う者でないこと
- (5) 国税または地方税を滞納していない者であること

3 手続き等

(1) 業務担当課

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館10階

福井県東京事務所 担当 山田

電話 03-5212-9074

FAX 03-5212-9076

E-mail tokyo@pref.fukui.lg.jp

(2) 説明会の実施の有無、日時および場所等

説明会は実施しない

(3) 応募登録票の提出期限、場所および方法

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり知事に申請し、受審資格の認定を受けなければならない。

①提出書類

応募登録票（様式1）に次の書類を添付し、提出すること

- ・競争入札参加資格通知書の写し

競争入札参加資格を得ていない場合は「物品等競争入札参加資格審査申請書」の写しを添付し、資格を得た時点で速やかに提出すること

②提出期限

令和7年3月25日（火）17時45分

③受付時間

令和7年3月18日（火）から同年3月25日（火）の9時00分から17時45分まで

ただし、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。

④提出方法

上記（1）まで郵送またはメールすること（提出期限までの到達が必須）

⑤受審資格認定結果の通知

受審資格の認定は令和7年3月28日（金）までに行い、書面により申請者に通知する。

(4) 企画提案書の提出期限、場所および方法

①提出書類

・様式2 1部

・次のア～キの内容を盛り込んだ企画提案書10部

※企画提案書はA4ヨコ、上部2か所ホチキス止め、片面印刷、背表紙等不要

ア 業務内容に関する具体的な企画案

上記1(3)に関する事業提案内容とし、以下の事項は必ず記載すること

- ・1(3)Ⅰの観光物産プロモーションのコンセプト、特長、実施時期、実施エリア、主なターゲット
- ・1(3)Ⅰ①の実施内容(それぞれの日時、場所、コンセプト、実施内容、展示・販売物の内容等)
- ・1(3)Ⅰ②の実施内容(福井県の魅力の発信方法、福井県のキャラクターやチアダンスの活用等)
- ・1(3)Ⅱのスポーツイベントへの出展のコンセプト、特長、実施時期、実施エリア、主なターゲット
- ・1(3)Ⅱ①の実施内容(それぞれの日時、場所、コンセプト、実施内容、展示内容等)
- ・1(3)Ⅱ②の実施内容(福井県の魅力の発信方法、福井県のキャラクターやチアダンスの活用等)
- ・1(3)Ⅲの実施内容(マスメディアにおける発信、SNSにおけるインフルエンサーの活用、福井県内市町等による首都圏イベント参加の支援等)
- ・1(3)Ⅳの独自事業があればその内容

イ 1(3)Ⅴ①の活動成果(目標)

ウ 実施スケジュール、業務実施体制

エ 企画提案者の概要等(企画提案者の概要、担当者の氏名および連絡先)

オ 同規模の事業を実施したことがある場合はその実績

カ 参考見積(概算)

観光物産プロモーション、イベント等への出展、PR活動、独自事業にかかる全ての経費およびその他の経費(会議・打ち合わせにかかる経費、郵送費、報告書の作成等にかかる経費等)は契約金額に含まれることとし、参考見積にはそれらの経費を盛り込んで提案すること
なお、県から恐竜頭骨(レプリカ)、恐竜博士ベンチ、各種パンフレットやノベルティの借り受けや供与を希望する場合は、その運搬経費については受託者において負担すること

キ 再委託等の有無および予定

②提出期限

令和7年4月28日(月)12時00分

なお、提出後における資料の追加および変更は認めない。

③受付時間

令和7年3月18日(火)から同年4月28日(月)の9時00分から17時45分まで

(※4月28日(月)は12時00分まで)

ただし、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。

④提出方法

上記(1)まで持参または郵送すること(郵送の場合であっても、提出期限までに企画提案書の

到達が必須) なお、提出された書類は返却しない。

(5) 質問

本企画競争および説明書に関し質問がある場合には、質問票(様式3)に記載の上、上記(1)までメールもしくはFAXにて送付すること

①受付期間

令和7年3月18日(火)から同年4月21日(月)まで

ただし、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。

②質問に関する回答

質問に対する回答は、メールもしくはFAXにて行う。

4 契約方法等

次の手順による。

(1) 提出された企画内容について、企画提案者によるプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションは令和7年5月中旬に東京事務所にて実施予定であり、日程は別途通知する。

(2) 県は企画提案書およびプレゼンテーションの内容を審査した上で契約予定者を決定する。評価は、以下の基準により行う。なお、評価基準の配点等の質問は、一切受け付けない。

①業務の目的・内容の理解

②観光物産プロモーションの内容

③地域イベント等出展の内容

④PR活動の内容

⑤活動成果

⑥実施スケジュール

⑦実施体制

⑧経費

(3) 審査結果は、採用・不採用いずれの場合も書面にて提案者に通知する。

(4) 契約予定者は、県が指定する期日までに正式な見積書を提出する。

(5) 見積書の内容を精査の上、県と契約者として随意契約により契約を締結する。なお、令和7年度の契約継続を保証するものではないことに留意すること

5 契約金額の上限

契約金額の上限は48,037千円(消費税込)とする。

6 企画提案書等の情報公開

企画提案者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、また、県民等からの情報公開の請求に応じて、企画提案書その他の関係資料の情報公開を行う場合があることを了知の上で応募すること

7 その他の留意事項

(1) 手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。

(2) 提出期限までに企画提案書が到達しなかった場合は、いかなる理由をもっても企画競争に参加できな

い。

- (3) 企画提案書の差し替えおよび再提出は、原則認めない。
- (4) 提出された企画提案書の内容について、必要に応じてヒアリングを行うことがある。
- (5) 企画提案書の作成および提出にかかる経費は提案者の負担とする。
- (6) 業務の実施に当たって必要な打ち合わせにかかる経費や郵送費、報告書の作成等にかかる経費等は契約金額に含まれることとし、参考見積にはそれらの経費を盛り込んで提案すること
- (7) 提出された企画提案書は、当該企画提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (8) 適当な企画提案書がない場合は、中止またはその他の方法によることがある。
- (9) 事業実施者が特定された場合には、業務担当課職員と十分協議を行いながら事業を進めること
- (10) 制作物等の所有権、著作権等の全ての権利は、県に帰属するものとする。
- (11) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った企画提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (12) 企画提案書が特定されたものは、企画競争実施の結果、最適なものとして特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、県との契約関係を生じるものではない。